

第7章 拷問罪および倫理的高潔(integridad moral)に反するその他の罪

第173条 (2023年改訂) ① 他人に卑劣な取り扱いを加えて、その倫理的高潔をひどく損耗させた者は、6月から2年の禁固刑に処せられる。

同じ刑が、ある人の遺骸の存在場所を知っていて、繰り返しその情報をその家族または近親者に隠す者に科される。

なんらかの労働関係または業務関係の中で、その優越的關係を利用して、墮落的取り扱いを構成するには至らない、被害者にひどいハラスメントをもたらす敵対的または屈辱的行為を他人に対して繰り返し行った者は、同じ刑に処せられる。

墮落的取り扱いを構成するに至らない、住居の正当な使用収益を阻害する目的を有する敵対的または屈辱的行為を繰り返し行った者には、また、同じ刑が科される。第31条の2の規定に従って、法人が前各段に記載される犯罪に責任がある場合、6月から2年の罰金刑が科される。第66条の2の規定に留意して、裁判官および裁判所は、同様に、第33条第7項のb)からg)までに記載される刑を科することができる。

② 配偶者または配偶者であった者に対して、あるいは、例え、同居していなくとも同様な愛情関係で有責者と結ばれている、または、結ばれていた者に対して、あるいは、血縁、養子縁組または姻族関係での自己、配偶者または同居人の卑属、尊属または兄弟姉妹に対して、あるいは、有責者と同居している、または、配偶者または同居者の事実上の親権、後見、保佐、保護の下に置かれている未成年者または特別な保護が必要な障害者に対して、または、家庭に組み入れられて保護されている者に対して、また、その特別な脆弱性によって公的または私的施設で保護下に置かれて者に対して、習慣的に身体的または精神的暴力を行使する者は、6月から3年の禁固刑、3年から5年の武器所有・携帯の権利剥奪刑が科され、同様に、場合によって、判官または裁判所が未成年者または特別な保護が必要な障害者の利益に相当と思料するときは、親権、後見、保佐または保護の行使について1年から5年の個別的公権剥奪刑が科される。ただし、身体的または精神的暴力が具体化された犯罪に対応する刑を害しない。

暴力行為のなんらかが未成年者の居るところで、または、武器を使用して行われたとき、あるいは、共通の住居または被害者の住居で発生したとき、あるいは、第48条に規定される刑、保全処分または同じ性質の保安処分に違背して行われたときは、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

本項に係わる場合は、更に、監視付き釈放の保安処分を科することができる。

③ 前項に係わる習慣性を評価するために、証明された暴力行為の数、また、それらの時間的近接性が留意される。この場合、当該暴力が本条に含まれる同一人または異なる人々に振るわれたかは関係なく、また、暴力行為が以前の訴訟でその対象であったかなかったかも関係ない。

④ 軽度の不正な侮辱を引き起こした者は、被害者が第173条第2項に係わるなんらかの者であるときは、被害者の住所と異なる遠方での5日から30日の常時所在確認刑、5日から30日の共同体の利益での労働刑または1月から4月の罰金刑に処せ

られる。この最後の（罰金）刑は第 84 条第 2 項に示される状況が発生する場合である。

同じ刑が、他の重大な犯罪を構成するに至らない、被害者に屈辱的、敵対的または畏怖的状态を発生させる性的表現、態度または提案を他人に向けた者に科される。

前 2 段に類型化される犯罪は、被害者またはその法定代理人の告発を介してのみ訴追できる。

第 174 条 ① 当局（*当局の人的範囲については第 24 条参照）または公務員がその職務を濫用して、人から告白または情報を得る目的で、あるいは、その人が犯した、または、犯したと疑うなんらかの行為により、あるいは、なんらかの差別に基づく理由によりその人を処罰する目的で、その性質、期間またはその他の事情により（その人に）肉体的または精神的苦痛をもたらす、または、（その人の）認識、判断または決定能力の抑圧または減少をもたらす、あるいは、その他の何らかの形態で（その人の）倫理的高潔を侵害する状態または手続きにその人を服させた当局または公務員は拷問している（と言える）。拷問罪の有責者は、侵害が重大の場合、2 年から 6 年の禁固刑に処せられる。また、重大でない場合は、1 年から 3 年の禁固刑に処せられる。更に、全ての場合、8 年から 12 年の絶対的公権剥奪刑が科される。

② 拘留者、収容者または受刑者に対して前項に係わる行為を加えた、当局あるいは刑務所の公務員または未成年者の保護または矯正センターの公務員には同じ刑が科される。

第 175 条 前条に含まれる場合以外で、その職務を濫用し、人の倫理的高潔を侵害した当局または公務員は、侵害が重大の場合、2 年から 4 年の禁固刑に処せられる。また、重大でない場合は、6 月から 2 年の禁固刑に処せられる。以上の刑の他に、全ての場合、公雇用または公職について 2 年から 4 年の個別的公権剥奪刑が科される。

第 176 条 前各条にそれぞれ定められた刑は、自己の職務義務を守らないで、他の者がそれらの行為をすることを許した当局または公務員に科される。

第 177 条 前各条に規定されている犯罪において、倫理的高潔に対する侵害に加えて、被害者または第三者の生命、身体、健康、性的自由または財物に傷害または損傷が加えられた場合、それらの行為は、法律によって当該侵害がすでに特別に処罰されている場合を除いて、それぞれ犯行に対応する刑で処罰される。